

平成 20 年 3 月 28 日

19 文科高第 917 号

厚生労働省社援発第 0328003 号

写

各 都 道 府 縿 知 事

各 指 定 都 市 市 長

各 中 核 市 市 長

殿

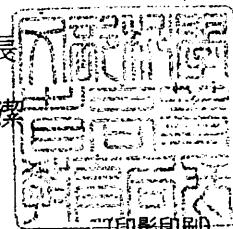
各 国 公 私 立 大 学 長

各 関 係 団 体 の 長

各 地 方 厚 生 (支) 局 長

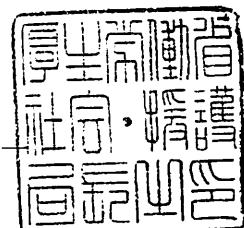
文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長

清 水 澤



厚 生 労 働 省 社 会・援 護 局 長

中 村 秀



大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科目

(以下「指定科目等」という。)を行う大学等(社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。)第5条第1項に規定する学校等をいう。以下同じ。)の確認手続等については、科目省令に定められているところですが、その確認に係る具体的な基準について、別添のとおり、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針」を定め、大学等が開設する指定科目等の確認に際しては、科目省令によるほか、この指針に基づき行うこととし、平成21年4月1日(科目省令附則第2条に規定する準備行為を行う場合にあっては、平成20年4月1日)より適用することとしましたので通知します。

[本件担当]

文部科学省高等教育局医学教育課

看護教育係・医療技術係

電話：03-5253-4111（内線 2508、2906）

厚生労働省局社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室資格試験係

電話：03-5253-1111（内線 2845、2849）

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針

1 指定科目等の確認申請書等に関する事項

- (1) 指定科目等の確認を経た大学等において指定科目等を修めた者については、当該大学等が、社会福祉士の養成を行う場合にあっては社会福祉士国家試験の受験の際に、個別の受験資格の確認手続が不要となり、介護福祉士の養成を行う場合にあっては法第39条第2号に規定する学校又は養成施設の入学の際に、個別の入学資格の確認手続が不要となることから、大学等においては、学生の利便性に配慮し、事前に確認申請を行うことを原則とすること。
- なお、事前に確認申請を行わない大学等にあっては、当該大学等の入学を希望する者等に対し、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合には受験資格が付与されない可能性がある旨をあらかじめ周知しておくこと。
- (2) 大学等において指定科目等に関する授業を開始しようとする者は、当該授業を開始しようとする日の6月前までに様式による大学等確認申請書を地方厚生（支）局長に提出すること。
- (3) 大学等確認申請書の内容を変更するときは、当該変更を行った日から1月以内に様式に準ずる大学等確認変更届を地方厚生（支）局長に提出すること。
- (4) 大学等確認申請書及び大学等確認変更届の提出部数は2部とすること。
- (5) 大学等確認申請書又は大学等確認変更届の提出にあっては、地方厚生（支）局にあらかじめ相談すること。

2 学則に関する事項

確認申請を行う際は、確認を受けようとする大学等の学則を併せて提出することとし、その学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

ア 相談援助演習、相談援助実習指導及び相談援助実習（以下「実習演習科目」とい

う。) の時間数

イ 実習演習科目の履修方法

3 他の大学等その他の学校等において履修した科目の取扱に関する事項

他の大学等その他の学校等において履修した科目を、当該大学等における科目の履修に代える場合にあっては、相談援助実習指導及び相談援助実習については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであるから、これらの科目のうち、他の大学等その他の大学等において履修した一方の科目のみを当該大学等における科目の履修に代えることは認められないものであること。

4 実習演習担当教員に関する事項

(1) 実習演習科目を担当する教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生 20 人につき、1 人以上とすること。ただし、この場合の教員の員数は、教育上支障のない範囲で延べ人数として必要数が確保されていれば足りるものであり、この場合の学生とは、大学等において実習演習科目を受講する学生の上限をいうものであること。

(例) 相談援助実習を受講する学生が 80 人 (学生 20 人×A・B・C・D の 4 学級である場合)

A 学級 → 教員 a が担当

B 学級 → 教員 a が担当

C 学級 → 教員 b が担当

D 学級 → 教員 b が担当

※ A 学級と B 学級、C 学級と D 学級がそれぞれ異なる授業時間帯であれば、合計教員数 2 人 (延べ 4 人) で可。

また、相談援助実習を担当する教員の員数については、相談援助実習に係る学生の履修認定等が適切に行える場合に限り、相談援助実習指導を担当する教員の員数が確保されれば足りるものとして差し支えないものであること。

(2) 原則として、教員は、1 の大学等 (1 の大学等に 2 以上の課程がある場合は、1 の課程) に限り、専任教員となるものであること。

(3) 実習演習科目を担当する教員 (以下「実習演習担当教員」という。) の資格要件については、次のとおりとすること。

ア 相談援助演習

- (ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下この（3）において同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、相談援助演習を 5 年以上担当した経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助演習を 5 年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- (エ) 科目省令第 4 条第 2 号ニに規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、相談援助演習の指導に係る課程を修了した者

イ 相談援助実習指導及び相談援助実習

- (ア) 学校教育法に基づく大学又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、相談援助実習指導又は相談援助実習を 5 年以上担当した経験を有する者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、相談援助実習指導又は相談援助実習を 5 年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- (エ) 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、相談援助実習の指導に係る課程を修了した者

5 教育に関する事項

- (1) 実習演習科目の教育内容は、別表 1 の内容以上であること。
- (2) 実習演習科目については、合同授業（大学等における社会福祉士養成課程で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は大学等における複数の社会福祉士養成課程の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（大学等における社会福祉士養成課程と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）を行わないこと。ただし、学生全体に対するオリエンテーションを行う場合など、教育上支障がない場合にあっては、この限りではない。

(3) 通信課程においては、面接授業は、原則として通信課程を行う大学等が自ら行うこと。

ただし、当該大学等が面接授業の管理を確実に行うことができる場合であって、委託先が次のいずれかに該当する場合は、当該面接授業を委託することも差し支えないこと。

(ア) 社会福祉士養成施設（法第7条第2号又は第3号に規定する養成施設をいう。）

又は社会福祉士学校（法第7条第2号又は第3号に規定する学校をいう。）

(イ) 科目省令第5条第1項に規定する確認を受けた他の大学等

6 演習に関する事項

相談援助演習の実施に当たっては、相談援助実習指導及び相談援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分踏まえること。

7 実習に関する事項

(1) 実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、相談援助実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難い場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、学生が大学等において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。

(2) 相談援助実習は、相談援助業務の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、1の実習施設において120時間以上を行うことを基本とすること。

(3) 実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認を行うこと。

(4) 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。

(5) 実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第4条第7号に規定する講習会（以下「社会福祉士実習指導者講習会」という。）の課程を修了したものであること。

(6) 相談援助実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び実習生に対して徹底を図ること。

(7) 相談援助実習指導を実施する際には、次の点に留意すること。

- ア 相談援助実習を効果的に進めるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
 - イ 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うこと。
 - ウ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。
- (8) 相談援助実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で配属させること。

8 情報開示に関する事項

- (1) 入学者又は入学希望者に対して、別表2に定める内容に関する情報の開示に努めること。また、当該開示された情報は虚偽又は誇大なものであってはならないこと。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

9 経過措置に関する事項

- (1) 4の(3)のアの(エ)及びイの(エ)に規定する「社会福祉士実習演習担当教員講習会」には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本社会福祉士養成校協会が平成20年度に行う社会福祉士実習演習担当教員講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。
- (2) 科目省令附則第5条第2項に規定する「平成21年3月31日までの間において第4条第7号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修」とは、平成21年3月31日までの間において、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う実習指導者の養成のための研修その他科目省令第4条第7号に規定する講習会に相当する講習会をいうものであり、これに該当すると思われる講習会の実施主体にあっては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課宛て照会されたいこと。
- (3) 7の(5)に規定する「社会福祉士実習指導者講習会」には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本社会福祉士会が平成20年度に行う社会福祉士実習指導者講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。
- (4) 平成21年3月31日以前において教歴を有する実習演習担当教員については、3の

規定にかかわらず、実習演習科目に加えて、実習演習科目ごとに次表に定める社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）による改正前の法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目、同条第 2 号に規定する社会福祉に関する基礎科目又は第 39 条第 2 号に規定する社会福祉に関する科目若しくは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 1 に定める科目（次表において「旧科目」という。）に関する教歴を含むことも差し支えないこと。

実習演習科目名	旧科目名
相談援助演習	社会福祉援助技術演習
相談援助実習指導	社会福祉援助技術現場実習指導
相談援助実習	社会福祉援助技術現場実習

10 その他

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 9 条第 2 項において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とこととされていることを踏まえ、平成 21 年度以降の新しい教育カリキュラムの施行状況を注視し、必要に応じて見直しを行うこととしているので、御了知ありたいこと。

別表 1

科目名	教育内容	
	ねらい	教育に含むべき事項
相談援助演習	<p>相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと</p> <p>ア 自己覚知 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ 基本的な面接技術の習得 エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <p>(ア) 社会的排除 (イ) 虐待（児童・高齢者） (ウ) 家庭内暴力（D. V） (エ) 低所得者 (オ) ホームレス (カ) その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。）</p> <p>オ エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <p>(ア) インテーク (イ) アセスメント (ウ) プランニング (エ) 支援の実施 (オ) モニタリング (カ) 効果測定 (キ) 終結とアフターケア</p>

		<p>カ オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <p>(ア) アウトリーチ (イ) チームアプローチ (ウ) ネットワーキング (エ) 社会資源の活用・調整・開発</p> <p>キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。</p> <p>(ア) 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 (イ) 地域福祉の計画 (ウ) ネットワーキング (エ) 社会資源の活用・調整・開発 (オ) サービスの評価</p> <p>② 相談援助実習後に行うこと。</p> <p>相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるよう、相談援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p>
相談援助実習指導	<p>① 相談援助実習の意義について理解する。</p> <p>② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化</p>	<p>次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。</p> <p>① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義</p> <p>② 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解</p> <p>③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解</p> <p>④ 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービ</p>

	<p>し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p>	<p>スの利用体験等を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。） ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価全体総括会
相談援助実習	<ul style="list-style-type: none"> ① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。 ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成 エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支

		<p>援（エンパワメントを含む。）とその評価</p> <p>オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際</p> <p>カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解</p> <p>キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際</p> <p>ク 当該実習先が地域社会の中の設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解</p>
--	--	---

備考

- 1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムについては、社会福祉士に必要な内容となるよう留意すること。
- 2 相談援助演習のねらいにおける「相談援助の知識と技術に係る科目」とは、主に「相談援助の基盤と専門職」、「相談援助の理論と方法」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行政財政と福祉計画」、「福祉サービスの組織と経営」、「相談援助実習」、「相談援助実習指導」等の科目であること。

別表2

区分	情報開示の項目
法人情報	① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先 ② 法人代表者氏名 ③ 大学等以外の実施事業 ④ 財務諸表
大学等情報	① 大学等の名称、大学等の住所・連絡先 ② 大学等の代表者氏名 ③ 大学等の開設年月日 ④ 学則 ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要
養成課程情報	① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数） ② 定員 ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 科目別シラバス ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格） ⑦ 教材 ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容 ⑨ 実習プログラムの内容・特徴
実績情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）
その他情報	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報

(様式)

番号
年月日

文部科学大臣（注）
殿
地方厚生（支）局長

申請者印

大学等確認申請書

標記について、社会福祉士に関する科目を定める省令第5条第1項の規定に基づき申請します。

(注) 専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に敷設されるものを除く。）については、不要。

大学等確認申請書

1 名 称					
2 位 置					
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏 名				
	住 所				
4 設置年月日					
5 定員等	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	授業開始 予定年月日	
6 大学等の長 の氏名					
7 実習演習担 当専任教員	氏 名	年齢	担当科目	資格名	指針該当番号 教員調書 頁番号
8 その他の実 習演習担当教 員					
9 指定科目等 に係る開講科 目の名称	指定科目等の名称		開講科目の名称		
	人体の構造と機能及び疾病				
	心理学理論と心理的支援				
	社会理論と社会システム				
	現代社会と福祉				
	社会調査の基礎				
	相談援助の基盤と専門職				
	相談援助の理論と方法				
	地域福祉の理論と方法				
	福祉行政財政と福祉計画				
	福祉サービスの組織と経営				
	社会保障				
	高齢者に対する支援と介護保険制度				
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度				
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度				
低所得者に対する支援と生活保護制度					
保健医療サービス					
就労支援サービス					
権利擁護と成年後見制度					
更生保護制度					
相談援助演習					
相談援助実習指導					
相談援助実習					

10 設 備	演習室	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先(共用する場合についてのみ記入)		
			m ²			
			m ²			
			m ²			
			m ²			
			m ²			
	実習室		m ²			
11 実 習 施 設	その他の 主な設備		m ²			
		施設名及び施設種別	氏 名 (法人にあつ ては名称)	設 置 年月日	所 在 地	入所 定員
						実習 指導者 者調書頁 番 号

(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加のこと。

(注2) 「設置年月日」欄については、指定科目等に係る課程を開設する年月日を記載すること。

(注2) 7及び8の指針該当番号欄には、指針中の教員の要件のうち、該当する条項を記入すること。

((例) 3-(3)-ア-(ア))

(注4) 「その他の主な設備」欄については、普通教室の数や図書室の有無など、演習室及び実習室以外の学生が利用する設備の概要を記載すること。なお、当該大学等のパンフレット等により、それらが明らかである場合には、当該パンフレット等をもって代えることも差し支えない。

教員に関する調書

大学等名				
氏 名				性別 男・女
生年月日		年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
担当科目				
教員資格要件	指針該当番号			
	教育歴・職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
		合 計		
	資格・免許	名 称	取 得 機 関	取得年月日
担当予定科目に関する 研究発表又は論文 (主なもの)		名 称	年 月	

(注1) 実習演習担当教員ごとに作成すること。

(注3) 社会福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名				
氏名				性別 男・女
生年月日		年齢(歳)		
社会福祉士資格取得の有無		有	無	
資格の取得年月日				
従事している業務内容				
実習指導者資格要件	区分			
	教育歴・職歴	名称	教育内容又は業務内容	年月
		合計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 社会福祉士資格の資格取得後、3年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者にあっては①と、
- ・ 児童福祉司等として8年以上の実務経験を有する者にあっては②と、
- ・ 厚生労働大臣が認める講習会を修了した者にあっては③と、
- ・ それら以外の者にあっては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

- 1 実習施設の設置者の承諾書
- 2 実習施設の概要等
- 3 学則
- 4 実習演習担当教員の就任承諾書
- 5 時間割及び授業概要（実習演習科目について、別表1の教育に含むべき事項に該当する箇所に下線を引くこと。）
- 6 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には以下の書類を添付すること。

- 7 通信養成を行う地域
- 8 添削その他の指導の方法
- 9 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該大学等の設置者の承諾書
- 10 通信養成に使用する教材の目録